

2010年 12月号

竹内総合会計事務所 通信

みなさまの経営のお役に立つ情報を発信します！



TAKEUCHI ACCOUNTING OFFICE
One Stop Management 竹内総合会計事務所



早いものでもう12月です。今年は皆様にとってどのような1年でしたか？皆様にとって今年が素敵な1年でありましたら幸いです。あまり良い一年ではなかった方もあと残りの1ヶ月が幸せなものとなりますよう心よりお祈りしています。

12月は年末調整の季節です。年末調整を当事務所に依頼される方は早めに資料を送付願います。年末調整を自社でされていて、内容確認を希望される方につきましても、有料で承っております。詳細につきましては確認をお願いいたします。

小規模企業共済で節税

小規模企業共済とは、独立行政法人中小企業基盤整備機構(国が全額出資)が運営している個人事業主や会社の役員の方を対象とした退職金制度のようなものです。税制面では、掛金は全額個人の所得控除の対象、受取時には退職所得扱い(一括受取りの場合)となっています。退職所得はご存知の方も多いと思いますが税制上優遇されておりますので加入者にとっては大きなメリットとなります。個人より法人の節税を検討したいという場合には、小規模企業共済自体は個人の契約なので法人で経費とすることはできませんが、法人で経費とすると同様の効果を得ることはできます。その場合、掛金の額を役員報酬に上乗せすればいいのです。個人では役員報酬が増えた分所得税が上がりますが掛金の所得控除で相殺されます。法人では役員報酬が増えた分法人税等が下がります。実質的には掛金が役員報酬という形で経費化されていることとなります。

また、報酬の手取額を維持したいという場合には掛金より少し多目に報酬を上乗せします。報酬に対して30%が控除されると仮定して、月額7万円の掛金に対し月額10万円報酬を上げると加入前と手取額は変わらないこととなります。生命保険や他の節税の前に、まだ加入されていない方はご検討されてはいかがでしょうか。なお、加入対象の制限がありますので詳しくは弊社担当までお問い合わせ下さい。

今年の加入期限申込 12月20日まで (山崎)

少額減価償却資産の特例について

青色申告の中小企業者が、取得価額が30万円未満(10万円以上)の減価償却資産を取得して事業の用に供した場合には、一定の要件のもとにその取得価額に相当する金額を損金の額に算入することができます。(取得価額を合計して300万円までが限度となります。)

一定の要件とは 損金経理をすること、確定申告書に明細書を添付して申告することです。なお一時に損金算入された10万円以上30万円未満の減価償却資産は、固定資産税(償却資産税)の対象となります。

また間違いやすいもので一括償却資産の損金算入の規定があります。一括償却資産は、取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産で、3年均等償却です(固定資産税の対象ではありません)。取得資産が10万円以上20万円未満の場合、上記の特例と一括償却資産の規定のどちらも選択できます。どちらが有利になるかは、会社の利益の状況や償却資産税の課税の有無等により選択することとなります。(太田)



(税金クイズ)・・・相続税 次の財産のうち、相続税のかからない財産はどれでしょう。

1. 現金 2. 仏壇 3. 金の仏像(観賞用) 4. 生命保険金(相続人1人 金額1,000万) 5. 死亡前に貰った交通事故損害賠償金

答えは次回の事務所通信をお楽しみに (前回の回答; 4.宝くじの1等前後賞)

竹内総合会計事務所 / 有限会社ワンストップマネジメント
〒550-0002 大阪市西区江戸堀1丁目2番4号

TEL: 06-6447-0703 FAX: 06-6447-0803
メール: info@gaoffice.net HP: [竹内総合会計事務所]で検索